

## 参考資料⑦ 所有者不明土地の状況 その2

○不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない又は判明しても連絡がつかない土地をいう。  
 (例えば登記名義人が死亡しており、その相続人の特定を直ちに行うことが出来ない土地や所有者を特定できて、転居先が追えないなどの理由によりその所在が不明である土地など)  
 ○所有者の所在の把握が難しい土地は、**私有地の約2割(算単位)が該当すると考えられ、相続登記等が行われないと、今後増加する見込み。**



### 地籍調査における土地所有者等に関する調査

	全体	都市部	宅地	農地	林地
登記簿上で所在確認	84.6	93.1	86.9	84.2	80.3
<b>登記簿上で所在が確認できない(a・b合計)</b>	<b>15.4</b>	<b>6.9</b>	<b>13.0</b>	<b>15.8</b>	<b>19.6</b>
(a) 追跡調査で所在確認	15.1	6.7	13.0	15.6	19.0
(b) 追跡調査によっても所在不明	0.31	0.13	0.03	0.14	0.63

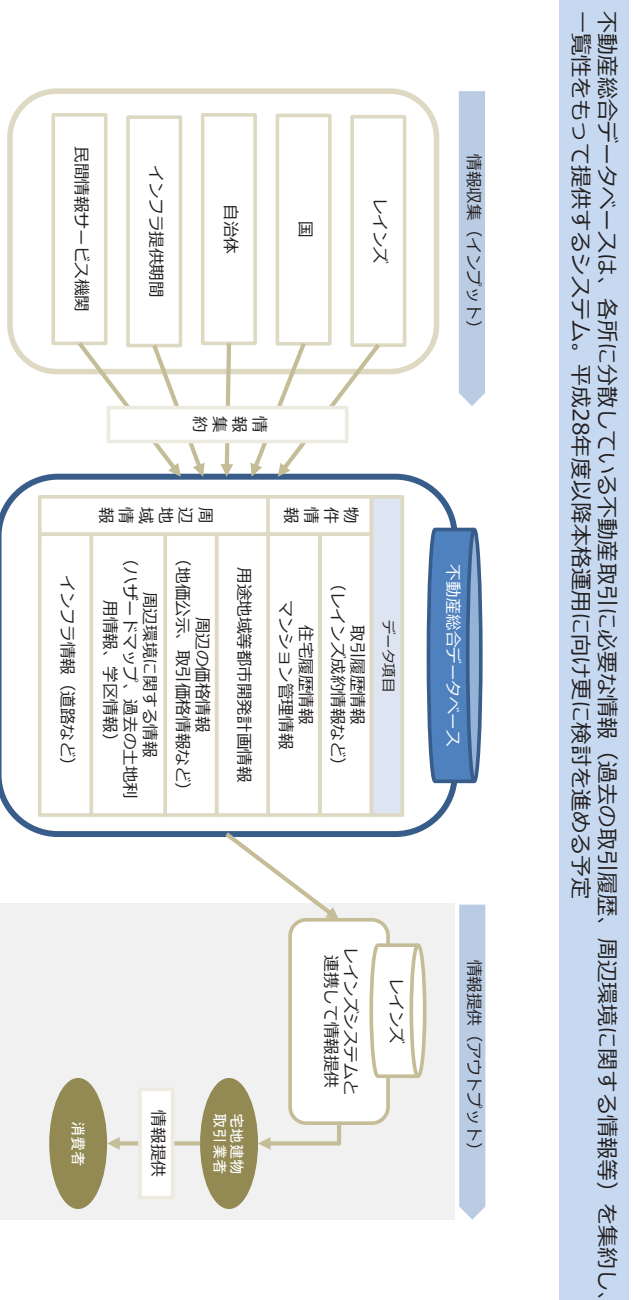
(%)

出典：国土審議院土地政策資料(調査対象集数625,735筆、平成28年3月末現在)  
 注) 1調査地区は、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

(出典) 国土交通省主催の「国土管理専門委員会」第1回(2016年9月15日)の配布資料の資料6の15頁より抜粋

## 参考資料⑧ 『不動産総合データベース』の現状等(その1)

### 不動産総合データベースの仕組み(大枠)

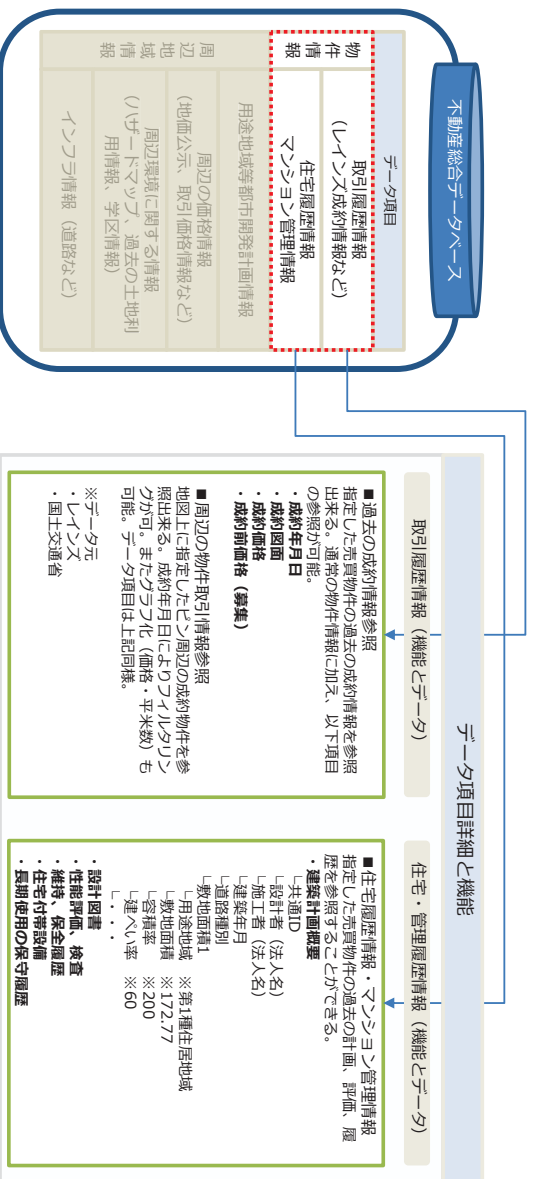


(出典) 国土交通省HPでの「不動産総合データベース」の情報等をもとに、当連盟で作成

## 参考資料⑧ 『不動産総合データベース』の現状等 (その2)

不動産総合データベースの仕組み (物件情報)

レインズの現在の募集・過去の募集・成約情報を共通ID化し、住宅履歴や管理情報などの紐付けを行っている。  
 ※レインズに登録される物件のみ (土地と建物 ※戸建て/マンション/土地)



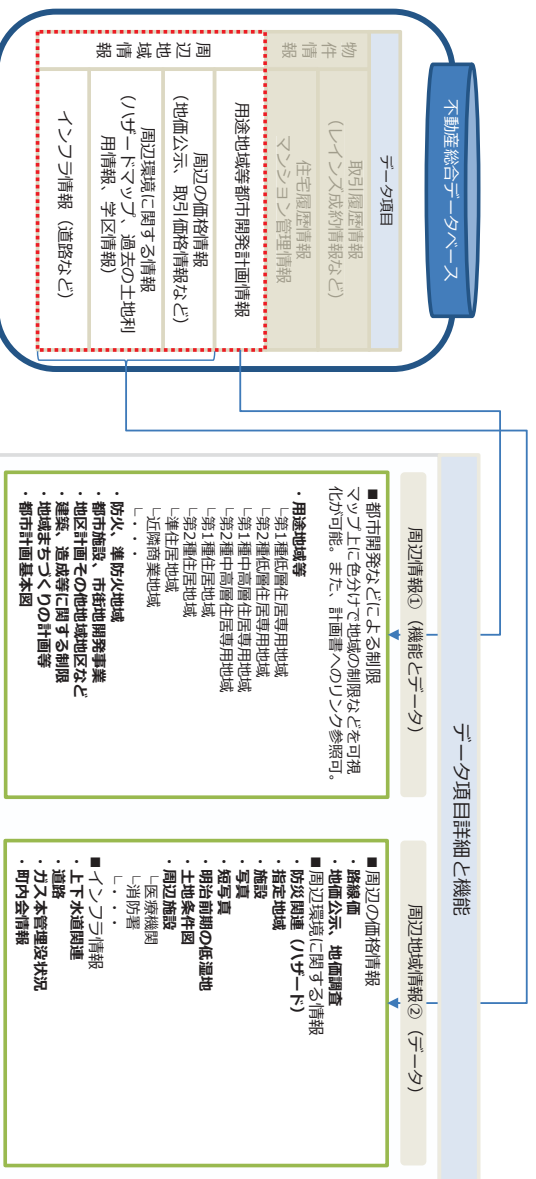
27

(出典) 国土交通省HPでの「不動産総合データベース」の情報等をもとに、当連盟で作成

## 参考資料⑧ 『不動産総合データベース』の現状等 (その3)

不動産総合データベースの仕組み (周辺地域情報)

選択した物件に紐づく周辺情報を参照可能。マップへの可視化および資料参照が出来る。※全情報レポートの一括印刷も可能。  
 また、マップの切り替えが可能 (通常⇔写真⇔短写真⇔明治前期など)



28

(出典) 国土交通省HPでの「不動産総合データベース」の情報等をもとに、当連盟で作成